令和４年10月７日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に関する日本医師会通知２件に関して

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症に関し、日本医師会より２件の通知がありましたので情報提供いたします。詳細は日本医師会通知をご参照ください。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

〇日本医師会通知より引用

1）令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて

⇒　今般、高齢者施設等での看護職員の確保を継続する観点から、令和4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の「DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業」のうち、「臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーション、高齢者施設に看護職員を派遣する場合」について、9 月末までの派遣に限った特例を12月末までの派遣とする改正が行われ、令和4年 10月１日から適用されることとなりました。

2）令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するＱ＆Ａ（第５版）について

⇒　今般、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業　（医療分）のうち病床確保料に関する疑義照会を取りまとめて追加等されたQ&A（第5版）の事務連絡がなされました。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

●厚生労働省ホームページ 2022 年 9 月 27 日、10 月 5 日付ご参照）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html
（Google等の検索エンジンで「厚生労働省　新型ｺﾛﾅ　自治体向け通知」でもｱﾌﾟﾛｰﾁ可

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）